

評価基準

1 業務委託名

次世代理数系人材育成事業業務

2 特定方法

次世代理数系人材育成事業業務の企画提案書の特定に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、企画提案書の特定を行う。

3 評価方法

(1) 企画提案資料と各事業者が行うプレゼンテーションに基づく、評価委員会の各評価委員の採点方式により評価する。

(2) 評価項目・評価事項及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点	
提案者に対する評価	専門技術力	・本業務と同種・類似した業務の実績がどの程度あるか。	10	
提案・ヒアリングに対する評価	提案項目の理解度	・本業務の目的、内容を理解できているか。	15	
	経済性	・提案内容に対して見積金額は適切か。	5	
	提案内容の実現性	・提案内容は具体的で実現性があるか。	10	
	提案内容の的確性			
	(1) 業務実施体制	・円滑に業務を遂行する体制が整っているか。	10	
	(2) 業務実施計画		・業務遂行にあたってのスキームや実施方法は適切か。	10
			・本市の産業および地域企業の魅力を効果的に発信できるプロモーション企画となっているか。	5
			・地域企業とOB戦参加者の交流イベントについて、双方のマッチング機会の創出に繋がる適切な企画内容となっているか。	5
	・高校生数学コンテスト参加者（高校生）とOB戦参加者（過去大会参加者）の交流会について、高度な理数系人材を対象としたイベントとして適切な企画内容となっているか。	5		
	(3) 事業周知業務	・高校生を対象とした募集のプロモーション企画が、効果的な内容となっているか。 ・地域企業の協賛募集について、募集方針、ターゲット、ネットワーク、リスク管理が適切であるか。	10	
	スケジュールの妥当性	・本業務に適したスケジュールが提示されているか。	10	

その他	社会貢献活動等に係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1 項目取得…1 点 2～3 項目取得…3 点 4 項目以上取得…5 点 (対象となる認証等) (1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定 (経済産業省) (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業の CSR 活動表彰 (注 1)	5
合計			100

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下の いずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所 (※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。)

4 評価項目ごとの評価の目安

評価項目ごとの採点は、5 点満点、10 点満点のいずれかとし、原則として、下表の選定評価基準により行う。

<選定評価基準>

配点	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
5 点	5	4	3	2	1
10 点	10	8	6	4	2
15 点	15	12	9	6	3

5 提案者の順位の決定方法

- (1) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員 (5 名) の採点の平均点が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 評価委員の合計点の平均が 60 点以上であることを提案特定の最低条件とし、それ以上の点数を得た者の中から、最も点数の高い者を受託候補者と特定する。
- (3) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ① 評価項目「提案内容の的確性(1)～(3)の合計」の各評価委員の採点の平均点が高い者を上位とする。
 - ② ①も同点の場合は、評価項目「提案内容の実現性」の各評価委員の採点の平均点が高い者を上位とする。
- (4) ただし、前号までの規定による順位にかかわらず、評価項目「情報セキュリティ」において「不十分」の判定があった者については、評価委員会にて協議を行い、情報漏洩リスクが高いと判断された場合には、受託候補者として特定しない。